

要項第25号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会講師料等支払要項

（目的）

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が主催する研修事業、セミナー事業等において、講演、講義等を行う講師に対する講師料、その他の謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

（講師の分類定義）

第2条 この要項において、「講師」を次のとおり分類定義する。

- （1）外部講師 外部に依頼する講師
- （2）内部講師 前号以外の場合で、本会が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合における本会登録（ボランティア等）の講師

（外部講師の格付け）

第3条 本会が招聘しようとする外部講師を別表1の基準により格付けする。

- 2 別表1の基準によりがたい場合は、本会会長の判断に基づき決定するものとする。

（講師料の支給額）

第4条 講師料は、前条に規定する格付けによって別表1のとおり支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本会会長の判断に基づき決定するものとする。

（講師料の時間単位）

第5条 前条に規定する講師料は、あらかじめ講師に依頼し合意したプログラムにおける講義時間について、60分間を1単位とし算定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、設定時間が1単位に満たない場合は、繰り上げて講師料算定とし、一単位を超えた場合は30分を0.5単位として算定基礎とする。

（講師料の支払方法）

第6条 講師料の支払に当たっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、講師が法人として講師料を受領する場合は、源泉

徴収は行わない。

（講師の旅費）

第7条 外部講師の旅費は，原則として，最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。なお自家用車の場合は，自宅から開催地までの往復距離を1km37円として計算する。

2 講師の宿泊費については，会長が必要と判断した場合に，実費を支給することができる。

3 講師がやむをえない事情によりタクシーを利用した場合は，会長の承認を得て，タクシー利用料金の実費を加算するものとする。

（その他の謝金）

第8条 その他の謝金については，別表1のとおり支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず，これによりがたい場合は，本会会長の判断に基づき，決定するものとする。

（委任）

第9条 この要項の施行に関し必要な事項は，本会会長が定める。

附 則

この要項は，令和5年4月1日から施行する。

別表 1

1 講師謝礼（1時間あたり）

講 師 区 分		基準額（税引手取額）
大学, 短大, 各種学校	教授	10,000円
	准教授, 専任講師	8,000円
	非常勤講師, 助手	7,000円
社会福祉施設	施設長	7,000円
	その他職員	5,000円
医療機関	医師	15,000円
	その他の職員	5,000円
専門的資格	弁護士, 司法書士, 税理士	10,000円
	その他の資格	5,000円
自治体の長 (県内・県外)		20,000円
県内自治体職員		—
県外自治体職員		10,000円
ボランティア等		3,000円以下

2 助言者

講師基準の1/2の額とする。

3 基準額

基準額は1時間当たりの単価とする。

4 謝礼品の取り扱い

ア 謝金が交付されている場合には、謝礼品を贈らないものとする。

イ 謝金の金額が、3,000円（程度）を下回る場合には、謝礼品に代えることもできる。

ただし、事業が継続する場合の期間や回数を加味し、単純に単発事業の場合に回数に乗じた金額としないことも考慮する。

5 旅費・交通費の取り扱い

旅費支給にかかる等級格付けは全て7級とする。ただし県外の自治体特別職・国家公務員の課長級以上については9級とする。

ア 原則，講師自宅の最寄り駅（私鉄含む）から会場の最寄り駅（私鉄含む）までの鉄道運賃を交付するものとする。

イ 上記において，100kmを超える場合で，特別急行列車を使用した場合には，急行料金も併せて交付するものとする。

ウ 小美玉市及び隣接市町村から会場に向かう場合には，交付しないものとする。

エ 交通費を支給する場合には，百円単位を切り上げるものとする。

6 グループ・団体に講師を依頼する場合の措置

ア 原則，謝金・謝礼品・交通費は，上記の記載を適用し，団体ごとに算出するものとする。

イ 団体，会員のどちらに交付するかは，グループの意向によるものとする。